

男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	63.2%
正社員	65.0%
パート・有期労働者	62.5%

※役員、非常勤職員、派遣職員は除く

対象期間：2025年4月～2026年3月